

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 2
- 特定調達契約の相手方の決定【総務局総務部総務課】 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 7

北九州市公告第529号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日から令和4年9月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和4年9月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和4年8月29日から9月1日までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

ア 別表の番号の第12から第14までの物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第6入札室

イ 別表の番号の第15から第16までの物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者  
ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

#### 7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

#### 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

#### 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

令和4年10月26日から令和5年2月24日まで（日曜日等及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

#### 11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

#### 別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿 地目	実測面積 (㎡)	最低売却価 格(円)	

12	門司区大字吉志 9 0 7 番 1	雑種 地	1,839.79	35,880,000	令和4年9月2 7日(火)午前 9時
13	小倉南区蜷田若 園二丁目525 番5	宅地	235.16	9,820,000	令和4年9月2 7日(火)午前 10時
14	若松区大字蛭住 856番49	宅地	2,196.43	24,170,000	令和4年9月2 7日(火)午前 11時
15	若松区浜町二丁 目357番2	宅地	809.43	19,590,000	令和4年9月2 8日(水)午前 9時
16	八幡西区上の原 一丁目2241 番4外2筆	山林 及び 原野	305.47	16,040,000	令和4年9月2 8日(水)午前 10時

北九州市公告第530号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年8月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局総務部総務課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年6月16日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 契約金額  
1億6,049万6,464円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため

北九州市公告第531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年8月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ小倉熊谷店

北九州市小倉北区熊谷三丁目996番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

代表取締役 菅沼正明

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

代表取締役 今関智雄

(2) 変更後

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

代表取締役 菅沼正明

4 変更の年月日

令和4年6月28日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年7月26日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 1 2 月 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 1 2 月 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見



北九州市公告第 5 3 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 8 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アサヒスーパーオアシスボックス  
北九州市小倉北区中津口二丁目 7 6 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
代表取締役 大山一也
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
代表取締役 橋本 勝
    - イ 変更後  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
代表取締役 大山一也
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社ドン・キホーテ  
東京都目黒区青葉台二丁目 1 9 番 1 0 号  
代表取締役 大原孝治
    - 他 1 者

イ 変更後

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

代表取締役 吉田直樹

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和3年4月1日

(2) 前項第2号 令和4年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年7月26日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年12月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年12月5日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見